

第15回国土交通省独立行政法人評価委員会

平成24年8月22日

【内山政策評価企画官】 まだ3名ほど各委員お見えでないですけれども、一応定刻になりましたので、開始したいと思います。それでは、ただいまから第15回国土交通省独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

本日はご多用中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局を務めております政策評価企画官の内山と申します。議事進行につきまして、後ほど委員長をお願いいたしますまでの間、私が務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。着席にて失礼させていただきます。

本日の委員会は委員28名おられますけれども、今のところ、現時点で19名のご出席をいただいております。国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条第1項の規定によりまして、議事を行うために必要な定足数でございます過半数に達しておりますということを、まずご報告申し上げます。

初めに、開催に当たりまして田中政策統括官から挨拶申し上げます。

【田中政策統括官】 皆さん、おはようございます。政策統括官の田中でございます。家田委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、本日は大変ご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、国土交通省所管の独立行政法人の評価につきまして、日ごろより大変貴重なお時間をこれに割いていただき、中立・公正な立場からご議論を賜っていることに対しまして、改めて厚く感謝申し上げます。

ご案内のとおり、独立行政法人を取り巻く状況は誠に厳しいものがございます。国民の厳しい監視のもと、独立行政法人は一層の業務の効率化を進めつつ、提供するサービスの質の向上も同時に図っていく必要がございます。その中でも、前回の当委員会でも報告がございましたとおり、昨年東北地方の太平洋沖地震の際は当省所管の独立行政法人の多くも被災をいたしました。いずれも国民の期待に応えるべく、できることはすべてやるという覚悟で地震直後の多くのすばらしい被災者救援活動・支援活動を行い、そして復旧・復興にも対応していただきました。このように独立行政法人が常に国民の期待に応えられる組織となっていきたいと思っております。

本日は、業務実績評価と、来年3月に中期目標期間が終了する5つの独立行政法人の組

織・業務のあり方の見直しについてご議論をお願いいたしております。独立行政法人評価を行っていただく本評価委員会に対する国民の期待はまことに大きく、いずれも独立行政法人のありようを決める上で重要なものばかりでございますので、委員の皆様方の忌憚のないご意見をお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【内山政策評価企画官】　　続きまして、昨年9月開催の第14回委員会以降、委員の交代がございましたので、新任委員のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料、名簿・座席表の次に「国土交通省独立行政法人評価委員会委員一覧」をお付けしております。お名前の左側に新任の表記をさせていただいております。今回、新任となられた方2名おられます。それでは、ご紹介申し上げます。

東京大学生産技術研究所教授の野城委員でございます。

【野城委員】　　野城でございます。よろしく申し上げます。

【内山政策評価企画官】　　ありがとうございます。

なお、成蹊大学経済学部教授の井出委員におかれましては、本日、所用によりご欠席とご連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の資料はございますでしょうか。議事次第の下に評価委員一覧がございます。その後、分科会所属委員及び臨時委員の一覧がございます。その後に資料一覧ということで付けてございます。資料1につきましては、資料1と1-1と1-2でございます。それから資料2、「中期目標期間業務実績評価集計表」でございます。それから資料3、資料3につきましては資料3-1から資料3-7までございます。その後に参考資料ということで規程集を付けてございます。

資料は以上となっておりますが、何かご不備はございませんでしょうか。

それでは、続けますが、法人の業務実績評価にかかわる議題につきましては、その審議過程は非公開とさせていただきますので、関係者の方以外の皆様におかれましては、後ほど一旦ご退席をお願いします。また、取材のカメラ撮影につきましてはここまでとさせていただきます。

それでは、以後の議事進行を委員長にお願いしたいと存じます。家田委員長、よろしくお願いいたします。

【家田委員長】　　皆さん、おはようございます。今日は暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。早速、委員会を始めさせていただきます。以降、座らせていただ

きます。

議題がお手元にありますように（１）、（２）、（３）と続いておりますので、１つずつ行っていきたいと思います。

まず議題の１「国土交通省所管独立行政法人の平成２３年度業務実績評価」に関する報告事項でございます。

本議題については非公開ということになっておりますので、関係者の方以外はここで一旦ご退席をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（関係者以外退室）

【家田委員長】 それでは、第１の議題ですけれども、先般のそれぞれの各分科会で大変ご熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。私も一部の分科会にオブザーバーとして参加させていただきまして、何年か行っているうちにほぼ大体の分科会を一旦は目にさせていただけたような次第でございます。つくづく皆さんご熱心に行っていて、お礼申し上げたいと思います。特に今年度から大体の分科会のやり方を概ねこういうふうにしましょうということをご同意いただき、それに準拠して行っていただいて、大変に、私が言うのも何でございますけれども、一定の水準というか、ノーマライズされた方法によって、どこから何を言われることもない安心できるものになったなと感触を持っているところでございます。

その分科会で評価をご決定いただきまして、結果につきましては、８月１０日に、私、事務局からご説明いただきまして、同意させていただいたところでございますので、運営規則に基づきまして本委員会としての各分科会の評価は決定しております。したがって、本日はその結果を事務局から皆さんに報告するというところでございます。何分、大事なことは、各分科会ごとの評価と同時に、それを全体眺めてみたときに他山の石というか、そういうことが重要だと思うので、ご説明いただく次第でございます。

それでは、事務局からご説明お願いいたします。

【内山政策評価企画官】 はい。各分科会でのご審議の結果、各独法の平成２３年度の業務実績評価がまとまりましたので、私のほうからご報告いたします。

資料１をご覧ください。資料１は「平成２３年度業務実績評価集計表」でございます。総合評定、国交省所管２０法人ございますけれども、すべての独法で総合評定、右の欄でございますが、Ａということになっております。

評定の分布状況につきましては、資料の色刷りのとおりでございます。ＳＳからＣまで

ございますが、それをご覧ください。

参考までなんですが、資料の1-1ということで、「平成22年度業務実績評価集計表」を添付しておりますので、そちらもご覧ください。

今年度につきましては、特徴としまして、Aの評価が、一番下の欄のところをご覧くださいますとおり80.7%ということで、5つのうちAのところを集束したということでございます。それとあと、SS評価が1個もなかったということが22年度と比べていただけます特徴かなというところでございます。

それでは、特にSがついた項目にはどのようなものがあったのかということをご説明したいと思います。資料1-2をご覧ください。最初にちょっとお断りをさせていただきますけれども、実際のS評価に当たりましては、各分科会におかれまして、この資料に記載したものばかりではなくて、他の理由を含めて総合的な判断のもとに評価が行われております。したがって、この資料では必ずしも正確に言い表せていないという点も多々あるかとは思いますが、事務局のほうで特徴的な点に絞って作成し、今後の審議のご参考にしていただければという思いから作成しておりますので、その点につきましては必ずしも正確でないということにつきましてはご容赦をいただきたいと思います。

まず、項目として最初に「業務の効率化」というところでございますけれども、「一般管理費、事業費の削減」という項目でございますが、これ、資料A3でございますが、表裏となっております。裏に返していただきますと、そのまま見やすく20法人並べた形になってございます。これをご覧くださいますと、「一般管理費、事業費の削減」のところ5法人がSというふうに…… ございません？ すみません。これは後ほど説明ということで、それでは先に進ませていただきます。

続きまして、Cについてコメントしたいと思います。特に資料は用意しておりませんが、今回、Cがつきました項目、2項目ございました。1つは航空大学校、もう1つが奄美群島振興開発基金でございます。

まず、航空大学校のCでございますけれども、これは昨年7月28日、航空大学校の帯広分校における飛行訓練中に3名、そのうち学生が1名、教官が2名が死亡、また、1名、学生なんですが、この方が重傷を負うという事故を発生させました。航空大学校につきましては平成21年と22年にも機体を損傷する事故を九州で発生させているということでございまして、これで3年連続の事故発生ということでございます。特に今回は3名もの死亡者が出たということで、ここにつきましては分科会の議論の中ではBかCかというこ

とで結構票も割れたんですけれども、結果的にはCということで評定がされております。

もう1つ、奄美群島振興開発基金のCでございます。これは「予算、収支」の項目でCがついておりました、法人の純利益が予算どおり達成できず、大幅な損失になったということでございます。予算のときは約3,000万円の当期純利益を見込んでおりました。しかし、決算では約5億7,000万円の損失ということでございます。加えて、しかも22年度よりも損失額は増加しております。ちなみに、22年度の奄美群島のこの項目については評価がBということでしたが、大幅な損失を出したということと、あと22年度よりも損失額が増加しているということございまして、この項目についてはCという評価がなされております。

以上でございます。

資料1の不備がございましたので、私のほうから説明は以上ですが……。

【家田委員長】 それでは、表だけでも説明してください。

【内山政策評価企画官】 そうですね、表だけでもさせていただきますが、5法人がSとなっております。続きまして、「入札・契約」のところは裏面なんですけど、2法人がSとなっております。その他、東日本大震災関係で2法人がSとなっております。この項目につきましても、「業務の効率化」のところは毎年度数字をクリアしていることは前提としまして、どの程度大幅にクリアしたのかというところで、今回Sがつきましたところは目標よりも大幅に数値が超えていたと、目標を達成していたということでSがついたということでございます。「入札・契約」のほうも目標値に対して相当大幅に超えていたということでSがついております。東日本大震災は、その固有の事情によりましてSがついたということでございます。

【家田委員長】 あ、そうか、裏もないと説明できないですね、これ。

【内山政策評価企画官】 はい、そうですね。

【家田委員長】 わかりました。では、先ほどのCがついたのが航空大学校と奄美群島振興開発基金にさっきご説明があったようなことがありましたけれども、ご関係している委員から何か特段の追加のコメントがございましたらお願いしたいと思いますけれども、ございますか。はい、どうぞ。

【委員】 よろしいですか。

【家田委員長】 どうぞ。

【委員】 航空大学校につきまして、死傷事故を起こしているという、非常にそういう

点を重く見たということと、それから3年連続した事故であるという事情もあります。ただし、その事故の内容というのは全く違っておりました、過去2年はしりもち事故でありまして、特に死傷者等も出ていない。ただし、このような、種類は異なるにしろ、事故が続くということのベースというものをやはり重く見なければいけないというのが一番大きなポイントでございます。つまり何か本来的に見落としていているところがあるのではないかと、事故の性質は異なっても、そのベースになるものを見つけるようにということも含めましてCという評価をつけ、そして、事故の実際の原因等はまだ明らかにはなっていないわけでありまして、そのポイントを突き詰めていくようにということでございます。

以上、かなりの議論になりましたけれども、中期目標をとりあえず今期は達成するということはできていないというように評価したわけでございます。

以上でございます。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。

続いて。

【委員】 奄美群島基金につきましては、今ご説明あったように収支が大きく赤字となっておりますが、ただ、この原因が実はありまして、今年は引当金を大幅に積むということで、次年度以降の正常化を図るという意図が含まれております。委員会の中では、「これを積極的に評価すべきじゃないか。Cはちょっと厳し過ぎるのではないか」という意見もございました。しかし、ここは客観的数字に基づいて評価したほうが良いのではないかとということで、結論的にはCにしたということでございます。

【家田委員長】 どうもありがとうございました。資料、まだつかないんですね。

【内山政策評価企画官】 そうですね。最後に懇談会がございますので、その議論とあわせてSについて特別にご説明は後ほどということで、申しわけありません。

【家田委員長】 そうですか、はい。それでは大変恐縮ですけれども、本事項は報告事項でもございますので、資料があったときにご説明いただいたほうが多分わかりやすいので、とりあえず、ここまですきまして特段のご質問やご意見がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは先ほどのまだ到着していない資料は、後ほどの懇談会でご説明いただくようにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、次の事項に入りたいと思います。次は議題の2の「中期目標期間における業務の実績に関する評価について」でございます。中期目標期間におきまして

は、分科会に委任されておらず、最終的にはこの本委員会での審議と決定事項であります
が、各分科会におきまして議論して評価のたたき台をつくっていただいておりますので、
これをもとにして議論を進めていきたいと思っております。

まず進め方としましては、事務局からご説明いただきまして、引き続き分科会の先生方
から審議状況についてご説明いただき、さらに所属の委員からコメントがございましたら
いただき、その上で皆さんで審議していただくということにしたいと思っております。順々に行
いたいと思っておりますが、今回は自動車事故対策機構と住宅金融支援機構の2つでござい
ます。まずは自動車事故対策機構について審議したいと思っております。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【内山政策評価企画官】 それでは資料2、「中期目標期間業務実績評価集計表」をご
覧ください。

まず総合評定案でございまして、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構ともAとなっ
ております。

それでは、資料2-1の自動車事故対策機構から説明いたします。次の住宅金融支援機
構についても同様でございまして、例年同様、「総括表」というA3の資料、それか
ら「実績評価調書(案)」、「実績報告書概要」という3点セットになっております。

「実績評価調書(案)」というのは、両分科会で評価原案を作成いただきまして、分科会
としてはこれで案として了承するというものです。ただし、委員長からもご説明ありまし
たとおり、中期目標期間評価は本委員会の審議・決定事項でございまして、現時点では
(案)ということになっております。本日は、この両「実績評価調書(案)」によりご説明
をさせていただきます。

「実績評価調書」の内容につきましてはかなりのボリュームがございまして、時間も限ら
れており、また、事前に委員の皆様のところへ送付しておりますということで、お目通し
をいただいたということを前提で、恐れ入りますが、詳細な説明は省略させていただきます
して、要点のみのご説明とさせていただきますと考えておりますので、どうぞよろしくお
願いいたします。

資料2-1をご覧ください。自動車事故対策機構についてです。

まず、総括表をご覧ください。総括表にございまして、本法人、項目数は28項目
ございまして、Sにつきましては7、Aにつきましては21、SS、B、Cにつきましては
ゼロでございまして、Sの7項目について説明をしたいと思っております。

それでは、「実績評価調書（案）」をご覧ください。その後には「実績評価調書（案）」が
ございます。それでは、Sについて順番に説明させていただきます。

まず1項目目でございますが、ページにしまして2ページ、自動車事故対策機構の2ペ
ージでございます。項目（3）業務の運営の効率化のところでございます。指導講習業務・
適性診断業務ということで、経費の削減、あと義務講習・義務診断の受益者による実費の
全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年
度において50%以上とするという目標でございます。

これにつきまして評価でございますが、同じく右欄、評定理由のところでございますが、
この法人につきましては、i-NATSと言われる新適性診断システムを平成22年8月
に全支所に導入したということでございます。これによりまして、職員による診断項目ご
との受診者の案内や立ち会いが不要となったことによる業務の効率化や診断時間の短縮に
より、1日の診断実施回数が導入前の2回から4回へ増回が図られるとともに、機器導入
コストの低減、機器の小型化に伴う省スペース化等により、平成21～23年度に事務所
の賃借料を1億3,700万円余り、スペースを1,396平方メートル削減したというこ
とでございます。また、インターネット予約システムの活用により、利用者の利便性が高
まるとともに、支所職員による受講者・受診者情報の入力作業の軽減が図られたというこ
とでございます。3ページ目にまいりまして、トップセールス等による受講・受診の促進や
費用削減努力を継続した結果、中期目標の50%を大幅に上回る66.0%（指導講習70.
3%、適性診断63.8%）を達成したこと。このことをもって、優れた実績を上げている
と認められるということでS評価となっております。

2つ目でございます。4ページ、④業務全般のところでございますが、ここは、一般管
理費について、中期目標期間の最後の事業年度において平成18年度比で15%程度に相
当する額を削減。業務経費について、中期目標期間の最後の事業年度において平成18年
度比で10%程度に相当する額を削減するというところでございます。

理由ですが、一般管理費につきましては、i-NATSの導入等によりまして事務所の
余剰スペースの返還等による経費削減を徹底した結果、23年度において、平成18年度
比で15%程度との目標を大きく超える20.1%の相当額を削減したということござ
います。また、業務経費につきましても、主として適性診断業務においてi-NATSの
導入による効果的なマンパワーの活用等による経費削減に積極的に取り組んだ結果、中期
目標期間の最後の事業年度である平成23年度において、平成18年度比で10%程度と

の目標の約2.5倍に相当する24.5%の相当額を削減したということで、これについてもSとなっております。

続きまして5ページでございますが、3つ目のS項目、こちらは国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項ということで、指導講習業務・適性診断業務です。受講者・受診者・事業者のニーズに適切に対応した講習及び診断を実施するとともに、より事故防止に効果的なものとするため、講習内容及び診断内容の充実・改善を図るということでございます。

理由でございますが、まず、指導講習業務につきましては、トップセールス等による受講促進活動の強化、運輸規則等の改正に伴う運行管理者補助者制度の施行等による受講需要の増加等に対応した適正な講習回数を設定し開催したということでございます。また、受講者が自社において運転者教育等に利用できるよう、省令改正を踏まえた指導講習用テキストの改善や視聴覚教材を作成したということでございます。適性診断業務については、業態別のCGシミュレーション映像を活用し、運転ぶりをデータ化することで同年代・同業種の他の運転者との比較が可能となるi-NATSの開発・改良を行い、また、適性診断結果に基づく安全運転指導をよりの確に行うため、指導ポイントを明確にした運行管理者向け指導要領を作成したということでございます。また、一般診断の測定結果をもとに、交通事故の未然防止のために必要な運転行動や安全運転のための留意点等について、カウンセリングを行うカウンセリング付一般診断を20年度より実施し、安全対策の充実を図ったこと。さらに、契約事業者i-NATS及び貸し出し機器による適性診断の利用促進を図ったことにより、平成23年度末現在における機構支所以外での一般診断受診者数は10万8,740人となり、一般診断受診者総数(25万5,965人)の42.5%を占めるまでになったこと。平成18年度実績は15.3%ということで、このことから、優れた実績を上げていると考えてSとなっております。

4つ目のSですが、その下の②で、職員の資質の向上を図るとともに、自動車の運行管理を適切に実施する安全確保体制の強化に資するため、運送事業者の安全マネジメント等の支援を実施するというところでございます。

これにつきましても、コンサルティング等の事業を実施したということと、安全マネジメントセミナー等、運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知及び浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送安全性の更なる向上に向けた取り組みに生かしてもらうよう、安全マネジメントに関する最新情報や取り組み事例、支援ツールの活用等に

関する講習を中心とした大規模なセミナーを毎年開催したということでございます。そのほか、運輸安全マネジメント評価事業におきましては、国土交通省が実施している運輸安全マネジメント評価が平成21年10月からその実施対象事業者の範囲を中小規模事業者まで拡大したということに伴いまして、国以外の第三者機関による評価実施が可能となったということで、当機構は、第三者評価実施機関の認定を受け実施しているということでございます。参考としまして数値を書いておりますが、大幅に拡充ということで、これについてS評価となっております。

続きまして7ページです。7ページの5つ目のSでございますが、療護施設の設置・運営でございます。療護施設におきましては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高めるという項目でございます。

これにつきましては、まず、療護センターにおきまして、MRI、PET等高度先進医療機器による高度な治療を行うということで、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリーナーシング方式というのを導入しまして、質の高い看護を行った結果、中期計画の脱却者数75人を大幅に上回る88人を達成したということでございます。加えて、平成19年12月より業務を開始した委託病床においても療護センターに準じた治療・看護を実施し、13人の脱却者があるということで、全体として大きな成果を上げたということが1点でございます。また、療護施設の入院患者の治療改善度を統一的に評価するナスバスコアというのもございまして、これによる統計的な分析について検討の結果、21年度より治療改善効果の分析結果を公表したということでございます。その他、他の地元の大学の医学部等と連携を図りまして、療護センターにおいて蓄積されたノウハウを生かして、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等により、医療に携わる人材の育成及び地域医療に貢献したということでございます。各療護センターにおきましては、入院患者の看護担当チームごとにケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的で開催するなど、療護センター特有の治療・看護技術の向上に向けたさまざまな研修を実施したということでございます。センター長、総看護師長、リハビリ担当者等の会議を開催し、療護施設間の連携を図るとともに、高度先進医療機器を活用した結果、看護やリハビリ、有効な生活支援等について情報交換、業務検討を行ったこと。加えまして、退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的とする新看護プログラムを平成23年度から6療

護施設に試験的に導入しております。現在27人の患者に実施し、一部に表情の発現、関節及び筋肉の拘縮の改善、座位姿勢の安定等の顕著な効果が見られるというケースがありまして、家族の感謝の声が届く状況となっているということでございます。各療護施設のメディカルソーシャルワーカーは、患者家族に対する転院先情報の提供や入院申し込みに係る相談・案内等、入退院に係る積極的な支援を実施し、年間平均で7,776件の実績を上げたこと。あわせて、毎年度、各療護施設のメディカルソーシャルワーカーを集めた会議を開催し、各施設の現状や課題について情報交換及び業務検討を行い、結果を患者家族への助言等に反映したということでございます。参考としてメディカルソーシャルワーカーの支援実績件数を19年度から23年度まで載せております。これをもちましてSという評価をされております。

あと2つでございますが、次は6つ目でございます。ページは9ページでございます。

(4) 介護料の支給というところでございまして、重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化するというところでございます。

ここにつきましては、後遺障害者に対して被害等の状況に応じて、平成19年度には4,445人に28億6,900万円、23年度につきましては4,758人に30億5,400万円ということで、延べ2万3,000人に147億余りの介護料を支給するとともに、対象品目追加、資格申請負担軽減等の見直しを実施したということでございます。短期入院費用助成についても、平成23年9月に制度改正を行い、年間の対象日数・対象額を拡充(30日・30万円から45日・45万円)とするとともに、患者移送費を別枠助成することとしたとございます。他方、各主管支所に在宅介護相談窓口を設置し、介護福祉士等が介護に関する知識・技術を提供する事業を平成19年度より実施(1,814件)というところでございますが、中期目標期間を通じ、23年度につきましては2,537件まで拡大したということでございます。加えて、介護料受給者及び家族等介護者のニーズを踏まえ、各主管支所及び支所が介護料受給者宅を訪問しまして、受給者等の相談に直接対応するとともに各種情報の提供を行う訪問支援事業、これを平成19年度に開始しました。このとき197件でございまして、平成23年度は1,940件と大幅に拡大したということでございます。また、訪問支援におきましては、「他の家族と話をしてみたい」というニーズを把握しまして、平成21年度に交流会を試行実施(2回)というところでございます。平成22年度4回、平成23年度は各主管支所及び支所が療護センター、短期入院協力病院等

と連携の上、本格実施し、43支所、延べ48回実施し、高い評価を得たということでございます。また、外出が難しい介護料受給者のため、インターネットを活用した専用掲示板を構築し、平成24年1月に運用を開始したこと。これらの施策の実施によりまして、法人独自で重度後遺障害者介護支援効果に関する評価をされておりまして、その評価度につきまして各年度において4.0を上回る評価を得たということで、S評価ということになってございます。

最後に7番目でございますが、11ページでございます。②質の高いアセスメント試験を行うとともに、アセスメントをより効果的なものとするために、実事故との相関を分析し、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図るということでございます。

質の高いアセスメント試験を行うため、以下の試験方法や評価方法の導入及び見直しを行ったということでございまして、例えば、電気自動車の普及に伴い、衝突事故を起こした際に高電圧に感電しないことを確認するため、フルラップ前面衝突試験等の実施後に行う感電保護性能評価試験を導入したということでございます。また、2つ目ですが、後席乗員の保護性能について情報提供するため、オフセット試験を見直し、後席乗員保護性能試験を実施。3つ目は、側面衝突時の頭部保護性能の改善方策として有効なサイドカーテンエアバッグの普及促進のため、一定の要件を満たすサイドカーテンエアバッグが装備された車種をより安全性の高い車種として公表。後席乗員保護性能について後面からの衝突による頸部被害軽減のための後面衝突頸部保護性能試験を導入。歩行者の死傷者数減少を図るため、保護者脚部保護性能試験の試験方法を導入。後席シートベルトの使いやすさを評価する後席シートベルト使用性評価試験を導入。助手席、後席乗員のシートベルト着用率向上のためのシートベルトリマインダーの評価試験を実施ということでございます。これらの試験が導入されたことなど、自動車アセスメントにおける評価項目が増加したことに伴いまして、ユーザーにわかりやすく情報を提供するため、新・安全性能総合評価を導入したということで、この項目としてSとなっております。

このようにSについては7項目、先ほど冒頭申しましたA、SS、B、Cについては省略いたしますけれども、この評価の調書、今ご説明した評価の調書の最後のページに、13ページの次のページに「総合的な評定」というところに出てございます。繰り返しになりますが、Sが7項目、Aが21項目ということで、総合評定のところ、Aでございます。評定理由としまして、業務運営の効率化に関する取り組み及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する取り組み等について、中期目標の達成状況として着

実に実績を上げていると認められるということでございます。

総合評価の「法人の業務の実績」、「課題・改善点、業務運営に対する意見等」は、先ほどご説明した内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

自動車事故対策機構については以上でございます

【家田委員長】 はい、ありがとうございました。

それでは、自動車事故対策機構につきまして、まず分科会から総括コメントをお願いしたいと思います。

【委員】 自動車事故対策機構を担当しております。当分科会では、委員長からご提案いただきましたガイドラインに従いまして、法人による自己評価、それから説明をもとに各委員による事前評価を集計いたしまして、各委員のご見解を、あるいはご意見を伺いながら、分科会の評価を取りまとめたということでございます。

分科会としてS評価をしましたのは、積極的に評価すべき付加的な量的・質的両面からの実績が客観的に説明できるものに限っているということでもあります。委員からの事前評価を見ましたところ、大きな相違はございませんで、概ね一致した評価調書ができ上がったということだと思っております。

以上です。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。

この分科会のほかの委員で今日ご出席いただいている方、もしご発言ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました自動車事故対策機構につきまして、全体で皆さんからご質問やコメントがございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 11ページのところから12ページのところにかけてであります。 「質の高いアセスメント試験を行うとともに、アセスメントをより効果的なものとするため」云々と書いてあるんですけども、自動車というのはやはり国際商品としての意味がありますので、日本の独自のやり方とか評価方法は国際基準と比べてどういう位置づけなのかということも非常に重要ではないかなというふうに思います。といいますのは、その12ページの下「海外のアセスメント関係機関との情報交換」というのがあるわけですけども、そういうところと関係して、どういうふうな位置づけになるのかということをお尋ねしたいと思います。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。事務局からご説明いただきましょうか。

【後藤保障制度担当参事官】 今、先生からご指摘ございましたとおり、自動車というのは国際的にマーケットがございますので、当然、国際的な基準というものも意識していかなければいけないということでございます。そういうこともございまして、目標の中では、まずアセスメントの評価のやり方についてきっちりしたものにするということと、あわせて、海外の機関との連携と申しますか、協調というものを入れています。アセスメントにおける評価項目の設定に当たりましては、海外との連携を通じたそういった知識なり情報なりを活用していきたいというふうに考えている次第でございます。

【委員】 むしろそういったアセスのやり方が、WP 29なんかありますよね。ああいう環境と安全にかかわるような国際基準の調和というのがあるわけですから、それをリードするようなものであると我々は非常に好ましいというふうに考えるわけで、そういった視点もぜひとっていただければというふうに思っております。

以上です。

【家田委員長】 先生、よろしいですか。

【委員】 大丈夫です。

【家田委員長】 よろしいですか。そんな視点を入れるためにも、こういう新しい独自のものも見出しつつ、それをだんだんだんだん国際的にも広めていくと。リーディングポジションをとっていただけたらなと思います。

ほかにいかがでしょうか。ございませんか。それでは、もしないようでしたら、本評価案を当委員会の評価とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。それでは、そういうふうにさせていただきます。

では、続きまして、住宅金融支援機構について審議をしたいと思っております。まず、事務局からご説明をお願いいたします。

【内山政策評価企画官】 それでは、資料2-2をご覧くださいと思います。住宅金融支援機構についてでございます。

まず、「総括表」にございますとおり、本法人につきましては項目数が32でございます。そのうち、Sが3、Aが28、Bが1、SS、Cがゼロということでございます。

それでは、Sの3項目、それとBの1項目について、先ほど同様、ご説明したいと思

ます。「実績評価調書（案）」をご覧ください。

よろしいでしょうか。「実績評価調書（案）」のまず2ページをご覧ください。Sは3項目ですので、まず2ページでございますが、2ページの2、一般管理費等の低減のところでございます。（1）一般管理費については、平成18年度の住宅金融公庫の一般管理費に比べ、中期目標期間の最終年度までに15%以上削減することということでございます。あと、事務関係費については、民間機関における取り組みの状況を踏まえ、その削減を徹底すること。特に、専門性を有する外部機関の能力を活用したほうが効率的と考えられる債権管理回収業務等の業務は、積極的に外部機関への委託を進めることにより、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進することということでございます。

この目標につきましてSという評定理由でございますが、一般管理費については、計画的な人員管理並びに本俸及び賞与月数の引き下げ等により人件費を削減したほか、競争性の高い入札方式の採用によるシステム経費等の削減、調達予定案件の事前チェック体制の構築及び業務・事務の削減、効率化等を実施するため、全職員参加のカイゼン運動の実施等による物件費の削減により、一般管理費全体としては、中期目標に対して平成18年度比37億円の減となり、数字で言うと22.6%減となりまして、大幅に目標を上回ったということでございます。債権管理回収業務については、外部の債権回収会社への積極的な委託を活用した結果、全額繰上償還請求債権に占める債権回収会社への委託率が約8割を超える水準で推移したこと。また、一層の効率化を推進するとともに、その効果として物件処分による回収率が上昇したということでSとなっております。

続きまして、Bが途中にあるんですけども、先にSのほうに行かせていただきまして、Sは9ページでございます。2つ目のSですが、9ページのところ、②機構が金融機関から住宅ローン債権の買い取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を設定し、当該申請に係る審査の質を維持しつつ業務運営の効率化を図ること等により、その期間内に案件の8割以上を処理することということでございます。

理由ですが、経済対策に伴い、平成20年度から平成22年度にかけて処理件数が約4倍となるなど買い取り申請件数が大幅に増加する中で、必要な人員を審査部門に配置した上で、金融機関から送付された借入申込書の主な記載項目について、システム登録処理前に機構において目検チェックすること等により、システム登録時の基本的なエラー発生によるロスタイムを削減するとともに、審査事務全般について標準化を図ることにより、審査の早期化に努めたこと。20年度から事前審査制度を活用した案件に係る審査期間の短

縮化を推進した結果、平成19年度から平成23年度までの各年度において、標準処理期限内に案件の8割以上を処理し、中期計画に掲げる目標を達成したこと。5カ年平均で83.9%ということでSとされております。

それから3つ目でございますが、11ページでございます。11ページの⑤MBS市場に参入する投資家の範囲を拡大するため、MBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報を積極的に開示するなど、投資家への情報発信を行うこととございます。

理由でございますが、MBSの裏づけとなる住宅ローン債権に関する属性分析の情報を定期的に更新・情報提供するとともに、投資家からの要望にこたえ、機構ホームページにおいて、証券会社ごとのMBSの平均年限の予測値等の情報を毎月開示するとともに、英文ホームページを開設した。また、制度改正事項についてもIR資料等を通じて情報提供し、投資家の理解に努めたということとございます。海外投資家向けのビデオカンファレンスや地方投資家向けに特化したIR資料の作成を行うことにより、投資家のニーズを踏まえた効果的な情報提供を行ったこと。積極的なIR活動の結果、平成23年度には地方投資家などの新規参入が30社程度もあり、月次債の1起債当たりの購入投資家数は平均で60社を超える水準となったこと。また、平成23年3月の東日本大震災の影響で、一時、投資家需要の減退が顕著となったものの、震災後の裏づけ資産の状況や月次MBSの発行状況について積極的に情報発信を行った結果、平成23年4月には5,143億円の大型発行を成功させ、以後も安定した資金調達を実現した。対国債スプレッドは平成21年1月の105bpをピークとして大幅に低下し、平成24年3月には独法第一期中で最も低い対国債スプレッドである40bpで発行条件を決定するなど、住宅ローン債権の買い取りに係る提示金利の低下に寄与したということとございます。

以上がSの項目3つでございます。

続きましてBの項目ということとございまして、5ページでございます。5ページ、業務の点検のところとございまして、目標は、機構において業務の内部点検を定期的 to 実施し、その結果を踏まえ、業務運営等の改善を図るということとございます。

理由のところ、いろいろ書いてございますが、Bになった理由、一番端的に書かれておりますのは一番下のポツのところとございまして、6ページに入りますが、朗読しますと、機構職員が収賄罪で逮捕されたことを踏まえ、当該事案の原因の究明及び再発防止策の策定を目的とし、外部有識者3名の委員を含む職員不祥事再発防止検討委員会を設置し、検討を行ったこと。職員不祥事再発防止検討委員会から提言を受け決定した再発防止策及び

職員の処分については、記者会見を行って対外公表し、機構を挙げて再発防止策に取り組んでいること。その後、再発防止策の実施状況の点検及びその後の取り組みの検討のため、再度委員会を開催し、予定していたすべての再発防止策が実施済みまたは実施中であることを確認したということをごさいます、意見がついておりますので読ませていただきますと、平成23年5月に機構職員が収賄罪で逮捕されたということ踏まえ、職員不祥事再発防止委員会を設置し、再発防止の取り組みを進めているが、今後も再発防止のためのコンプライアンスの取り組みについて点検・検証を行い、必要に応じて、随時、取り組み方策の見直しを行うべきであるということをごさいます。この収賄罪自体は23年5月に発覚いたしましたけれども、19年度から20年度にかけての収賄罪ということで、中期目標期間中の収賄罪をごさいます。上のところにいろいろ書いていますホームページで公表をごさいますとか、機構内における役員会での位置づけでありますとか、コンプライアンス憲章でありますとか、この不祥事案を受けまして機構としまして早急に体制を整備したということをごさいます。その他PDCAサイクルに基づき業務改善に向けて実施されたかどうか点検も行っており、この収賄罪で職員逮捕ということ踏まえましてさまざまな改善策に取り組んでいるということでもあります。ということで総合的にはBという評価をごさいました。

以上、S3つ、B1つをごさいます、この「評価調書」の最後のページ、27ページの次のページをごさいます、「総合的な評定」ということをごさいます。Sが3項目、Aが28項目、Bが1項目ということをごさいます、裏面をごさいます、29ページ、総合評定はAということをごさいます。評定理由としまして、評定の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標に対して着実な実績を上げているものと認められるためということをごさいます。

「中期目標の達成状況」、また、「課題・改善点、業務運営に対する意見等」は、先ほどと基本的に同様ですので省きますけれども、先ほど申しました23年5月の収賄罪で逮捕の件につきましては、「課題・改善点、業務運営に対する意見等」、29ページのところに記載して、先ほどのご意見を記載しているところをごさいます。

説明は以上をごさいます。

【家田委員長】 はい、どうもありがとうございました。

それでは、先ほどと同様、まず、分科会からお話をいただきたいと思います。

【委員】 住宅金融支援機構部会では2回ほど分科会を開催しておりまして、最初の分

科会では、冒頭ありましたように、家田先生のガイドラインを実行するという事で、機構の自己評価をまず聞きました。それを受けて委員が評価をするというプロセスをしまして、それを集計した結果をまとめたというプロセスでございます。結果はここをご覧いただいたようですけれども、委員の事前評価は基本的にあまり変わりませんで、3分の2以上の意見があったところはそのままということでしたのですけれども、ほとんどそういう案件はございませんで、比較的まとまりがよかったように思います。この機構は、独法化したときと同時に従来の住宅金融業務を直接融資から民間支援の証券化業務に変えるというのをやりましたので、立ち上げがなかなか難しかったということがございますけれども、結果として中期目標の各項目についてはきちっと目標達成をしたというようなことがございます。この間、金融市場はサブプライムとかリーマンショックとか欧州財務危機とか、あるいは大震災もございましたので、大変厳しい環境がありましたので、なかなか困難ではあったと思いますけれども、結果としては目標達成ということで、従来からあった補給金をいただいて業務をするというような体質も改善して脱却をしたということで、中期期間中はよろしかったのではないかとという評価でAということにいたしました。

先ほどの収賄案件についてはやはり重く受け取るべきだということで、22年度でしたか、きちっと評価を悪く、Cにしたのですけれども、全体としてはそれほど悪くないという評価もありましたけれども、我々としては、客観的に厳しい視点で見るべきだということでBにしたように思います。結果として、中期期間中に業務がだんだんよくなるというプロセスでしたので、アップサイドといいますか、成長率を見るべきではないかというご議論もありまして、今後、そういうことも考えながら評価していきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

【家田委員長】 はい、どうもありがとうございます。

それでは、先ほどと同様、この分科会にご所属の委員からご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ございませんか。

それでは、皆さんの議論にオープンにしたいと思います。ご質問やコメントをお願いしたいと思います。ございませんか。

それでは、1点だけ私から。この9ページのところでSの項目が1つあって、これは、標準処理期間の中でその期間内に案件の8割以上を処理することというのが目標で、それに対して84%くらいが処理できたので目標を達成したということで書いてあって、これ

は着実な達成とも見えないことはないのだけれども、おそらくはこの8割という目標を設定すること自身が非常に困難な目標を設定しているから、これをこうして達成したのも大変に優れた結果なんだという、そういう理解をすればよろしいのでしょうかという質問でございますけれども。事務局でお答えになりますか。

【松本民間事業支援調整室長】 目標の設定の仕方にもよるとは思うんですが、期間を通じてというよりは、年々、処理件数を毎年ごとに割合を上げてきているところでございます。資料には詳しく書いてございませんけれども、19年度は8割程度だったものが23年度は88%、9割弱まで、毎年、年々上げてきているということで、先生からもお話がありましたけれども、年々上がってきているということも含めてご評価をいただいたのかなと思っております。

【家田委員長】 はい、了解しました。その辺をもう少しわかるようにしておいたほうが良いかもしれないですね、この表現はね。ありがとうございます。

【委員】 もう1つは、景気対策といいますか、経済対策で案件がすごく増えておりまして、冒頭に書いてありますように、20年度から22年度にかけて処理件数が4倍になるというような事態もあったので、それも考慮しております。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。よくわかりました。

ほかにいかがでしょうか。それでは、ご質問等がございませんでしたら、結果を決めたいと思いますが、本評価案を当委員会の結論としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。それでは、そのように処理させていただきます。

それでは、議題2はこれで終了でございます。

評価の審議は以上ですので、傍聴の方に入室をご案内いただきたいと思います。

(傍聴者入室)

【家田委員長】 次の議題のご関係の方はもうおいでになっていますか。それでは、次の議題に移らせていただきます。議題3「中期目標期間終了時の独立行政法人の組織及び業務の検討」でございます。今年度対象となる法人は5法人でございます。最初にまとめて事務局からご説明していただき、順に審議していきたいと思っております。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【内山政策評価企画官】 はい。それでは説明させていただきます。資料につきまして

は、資料3というところで3-1から7というものを使わせていただきます。

まず、資料3-1でございます。よろしいでしょうか。本議題でございます「中期目標期間終了時の独立行政法人の組織及び業務の検討について」の背景からまずご説明したいと思っております。

独立行政法人通則法の規定によりまして、規定は裏面に付けてございますけれども、通則法第35条で規定されております。この規定に基づきまして、独立行政法人の中期目標期間終了時において、主務大臣は、独立行政法人評価委員会のご意見をお聴きした上で、当該法人の組織・業務全般の見直しの検討を行うこととされております。今説明しましたのは裏面の1項、2項で評価委員会の意見を聴くとなっております。

本件は、分科会に分科会委任事項という、また評価委員会決定事項があるわけなんですけれども、分科会に委任されておりませんで、本委員会の審議・決定事項でもございます。

国交省所管独法の中で、今年度が中期目標期間最終年度を迎えるのは次の5法人でございます。鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、空港周辺整備機構、日本高速道路保有・債務返済機構、この5法人が今回対象となっているということでございます。

今年度のスケジュールでございます。

日程は例年に基づく想定でございますが、まず、8月22日、本日、「見直し素案」について独法評価委員会におきましてご意見を伺うということでございます。

ご意見を伺いましたら、今年度概算要求日は9月7日となっておりますので、国交省は「見直し素案」を総務省へ提出いたします。

その後、総務省へ提出されますと、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会におきまして「見直し素案」について議論されるということでございます。議論されまして、概ね例年11月下旬ごろ総務省政独委のほうから「事務・事業の改廃に関する勧告の方向性」というのが出されます。この「勧告の方向性」と申しますのは、これをこう変えれば良いのではないかとか、こうすべきであるとか、そういうふうな勧告ではないんですが、「勧告の方向性」という形で政独委の意見という形で出されるということでございます。

12月上旬、国土交通大臣は「勧告の方向性」に沿った「見直し案」を作成するというところでございます。先ほど言いました「見直し素案」と「案」と違うわけなんですけれども、あくまでもきょうご審議いただくのは概算要求として提出する「見直し素案」でございまして、正式なのは「見直し案」ということでございます。これを12月上旬に作成す

る。

12月上旬、この「見直し案」につきまして、国土交通大臣より国土交通省独法評価委員会へ意見聴取を行うということでございます。これは例年こういう委員会を開ければ良いのですけれども、例年、この政独委の「勧告の方向性」が出される時期というのがかなり幅がありまして、皆さん委員の日程を組むということはかなり難しいということであり、例年、委員長から各委員あての書面によりまして意見照会という形をとらせていただいております。今年度も12月上旬に書面による意見聴取ということをご予定してございます。

12月下旬、大臣が「見直し」を決定するというところでございます。

「見直し」が決定されますと、25年、来年の2月から3月にかけて大臣が「見直し」の内容を取り込んだ次期中期目標案を作成。独法は、中期目標を踏まえた中期計画案を作成するというところでございます。また、独法評価委員会とのかかわりでございますけれども、次期中期目標案及び中期計画案について独法評価委員会への意見聴取、これは具体的には各分科会に委任されておりますので、各分科会において審議ということになります。そして、それを踏まえた上で大臣から独法に対し次期中期目標の指示が行われ、大臣は次期中期計画の認可をするということでございます。

特にこの25年2月、3月、中期目標案、中期計画案につきましては、今回対象となっている5法人の先生方、分科会所属の委員の方におかれましては、ここにおいて熱心な議論ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。一般的な独法評価委員、親委員会としての関与は、先ほど説明しました8月22日のアンダーラインを引いた部分、それから12月上旬のアンダーラインを引いた部分、この2つで見直しについてご意見をいただくという形となっております。例年、このような形にしておりますということでございます。

資料3-1は以上でございます。

資料3-2でございますが、資料3-2ということで、今年度見直し対象である独法の概要ということでございます。大枠だけちょっと説明したいと思います。

まず1つ目の鉄道建設・運輸施設整備支援機構でございますが、ここは主に新幹線の建設、また、整備新幹線以外の鉄道施設の建設、青函トンネルの機能保全に係る防災事業、受託業務、そのほか鉄道助成業務、裏面に続きまして、船舶の共有建造等業務、高度船舶技術開発等業務、基礎的研究等業務、あと国鉄清算業務関係の特例業務と呼んでいます業務を行っているということでございます。役職員は、役員が10名、職員が1,597名と

ということで、予算規模は以下のとおりとなっております。こういう法人でございます。

続きまして、国際観光振興機構でございますが、国際観光振興機構につきましては、通称J N T Oまたは日本政府観光局という呼び方をしておりますが、業務としましては、外国人観光旅客の来訪促進のための宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内所の運営、通訳案内士試験事務の代行、国際観光に関する調査研究・出版物の刊行、国際会議等の誘致促進、開催の円滑化等ということでございます。役員が3名、職員が91名という法人でございます。

それから、水資源機構の概要でございますが、水資源機構につきましては、業務としまして、ダム・用水路等の新築・改築を行っております。ちょっとここを説明しますと、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域において——これは三大都市圏、四国及び北部九州でございますけれども、水資源開発促進法に規定する水資源開発基本計画に基づく利水・治水を目的とするダム、用水路等の施設の新築または改築を行っているということでございます。それから、ダム・用水路等の管理ということでございます。役員7名、職員1,373名ということでございます。

続きまして、空港周辺整備機構の概要ですけれども、この空港周辺整備機構につきましては、緑地造成事業、現在では福岡空港周辺の緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理を行うとなっております。現在ではと申しましたのは、24年6月までは大阪伊丹空港と福岡空港、両空港を管轄しておったわけですけれども、大阪国際空港事業本部については新関空会社のほうへ業務そのものは移管されたということで、現在では福岡空港のみの周辺整備を行っているということでございます。緑地造成事業、続きまして再開発整備事業ということで、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成及び管理と。民家防音事業、民家防音工事、例えばエアコンに対する助成を行う。それから移転補償事業ということでございます。役員数2名、職員数28名ということでございます。

続きまして、日本高速道路保有・債務返済機構でございますが、これにつきましては、特殊法人等整理合理化計画というものを受けまして、道路関係4公団の民営化の方針を受けまして、平成17年10月1日に道路関係4公団民営化関係4法に基づきまして、6つの高速道路株式会社とともに独立行政法人ということで、別組織としましてこの法人が設立されたということでございます。目的が、高速道路に係る道路資産の保有・貸し付け、債務の早期の確実な返済ということを担当しておられます。業務の概要ですけれども、高速

道路に係る業務ということで、高速道路の道路資産の保有・貸し付け、承継債務の返済と
いうことを行っております。それから、鉄道施設に係る業務ということで、本州と四国を
連絡する鉄道施設の管理、あと当該施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務、本四架橋
の業務を行っていること。役員数は4名、職員数は85名ということでございます。

以上、駆け足でしたが、法人の概要です。

資料3-3に入らせていただきます。今回の見直し素案の概要というところございま
す。

まず、鉄道建設・運輸施設整備支援機構からでございますが、これまでの効率化に向け
た取り組みというところで、組織の見直し、また、一般管理費については23年度におい
て13.8%を削減している、人件費も21.0%削減、事業費も8.4%削減、それから随
意契約の見直し、資産の有効活用、事務・事業の見直しというところで効率化に向けた取
り組みを行っております。

それで、議論の対象となりますのが、今回の審議の対象となりますのが、今後の見直し
に向けた考え方というところがまさにご審議の対象ということございまして、ここにっ
いて説明をさせていただきます。

今後の見直しに向けた考え方でございますが、まず、鉄道建設等業務につきましては、
鉄道建設コストについては、建設後の安全性確保を前提として、国の「公共事業コスト構
造改善プログラム」の趣旨を踏まえて、現在実施しているコスト削減策の効果を随時検証
した上で、一層のコスト削減に努める。また、コスト削減の取り組み・効果については、
ホームページなど国民にわかりやすい形で公表する、でございます。

鉄道助成業務につきましては、「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」からの改
善意見は1年以内に業務運営に反映させること、審査ノウハウの継承、スキルアップのた
めの職員研修等を実施することにより、業務遂行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の
さらなる充実強化を図る、でございます。

船舶の共有建造等業務、これにつきましては、重点集中改革期間における取り組みの成
果等を踏まえて、「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直
し方針」に基づく機構の取り組みを継続し、さらなる財務改善に努めること。船舶の共有
建造業務における政策誘導機能を強化する観点から、スーパーエコシップや16%CO₂
排出削減船といった高度な環境性能を有する船舶の建造等に対してより重点的な支援を実
施するなど、適宜適切に事業の見直しを行うこと。

高度船舶技術開発等業務、これにつきましては、実用化助成については、内航船舶の効率的な運航に資することに配慮しつつ、環境負荷低減等の政策目的に沿ってテーマを募集し、実用化された場合の波及効果を踏まえた助成を行うこと。また、対象事業の選考・評価等に際し、客観性、透明性を確保するため、対象事業の事業計画及び実施結果について外部有識者から評価を受けるとともに、助成先等を公表すること。

基礎的研究業務、これにつきましては鉄道・運輸機構の業務としては廃止し、真に必要なものを国で実施すること。

内航海運活性化融資業務、貸付金については毎年度回収計画を策定し、確実な回収を図る。また、新規の融資及び貸付金の回収を適切に行うこと。

特例業務(国鉄清算業務)、残された土地の処分については、適切かつ早期の処分を図る。

以上が業務の見直しでございます。

組織の見直しでございますが、各年度の事業内容及び事業規模に対応した合理的、機動的な組織の編成、運営の効率化等を図るため、本社及び地方機関の組織の新設・改廃を機動的かつ弾力的に行い、組織の編成、運営の効率化等を着実に進めるということでございます。

以上、鉄道・運輸機構です。

続きまして資料3-4でございますが、国際観光振興機構でございます。

これまでの効率化に向けた取り組みについては、まず一般管理費、これにつきましては、平成23年度においては、海外事務所におけるパソコン等の備品の更新等で増要因があったものの、平成19年度比10.5%と着実に進めているということでございます。

あと、運営費交付金対象業務経費、これにつきましても、19年度比14.9%と順調に取り組んでいるということでございます。

人件費につきましては、平成23年度におきましては、削減目標——削減目標といいますが、政府の目標、法律に基づく目標がございまして、5%以上を基本とする削減でございますけれども、削減目標を大きく超え、平成17年度比19.9%の減となっております。23年10月より理事1名を削減ということで、国家公務員の給与特例法に準拠して役職員給与規程を改定して、役職員の給与を削減したということでございます。

それから、法人直営の外国人観光案内所、これは有楽町にあったわけですが、これを23年12月31日をもって廃止し、業務の効率化を行った上で、24年1月1日より民間委託を開始したということでございます。裏面でございますが、業務の効率化及び

委託事業者との協議によって、年間約1,900万円の削減効果があったということでございます。JNTOの案内所スタッフ14名について、民間委託に伴い契約を終了したこと。

このようなこれまでの取り組みでした。

今後の見直しに向けた考え方、ここが審議対象でございますが、1つ、海外業務への重点化でございます。「独法の事務・事業の見直しの基本方針」、また、「観光立国推進基本計画」等を踏まえまして、観光庁との役割分担のもと、機構は海外事務所を基盤とした業務へのより一層の重点化を図るべく、経営資源と権限の海外シフトを進めるということでございます。

観光案内所の整備支援業務、これにつきましては、平成24年度から導入される新たな外国人観光案内所の認定制度に基づき、外国人観光案内所のさらなる質の向上・質の担保を図るべく、認定・支援を行うこと。機構直営の外国人観光案内所の廃止に伴い、平成24年1月より民間委託を開始したツーリスト・インフォメーション・センター（TIC）については、民間ノウハウを取り入れた効率的な運営やサービスの向上を図るとともに、ナショナルセンターとして全国の外国人観光案内所の中核的役割を果たすべく努めること。

通訳案内士試験業務、これにつきましては、「基本方針」を踏まえまして、試験事務の効率化等を図りつつ、他の実施主体への移管に向けた取り組みを行うこと。

以上が業務の見直しです。

組織の見直しに対する考え方としましては、国際交流基金との連携強化、国際業務型4法人との海外事務所の機能的統合でございます。「基本方針」を踏まえまして、国際交流基金との連携強化のために必要な取り組みの一層の強化を図るとともに、海外事務所に関しては、国際業務型4法人（国際協力機構、国際交流基金、日本貿易振興機構、国際観光振興機構）による海外事務所の機能的な統合を進めるということでございます。

続きまして資料3-5、水資源機構に入ります。

水資源機構につきましてもこれまでの効率化に向けた取り組みでございますが、業務の重点化・効率化としまして、滝沢ダム建設事業、印旛沼開発施設緊急改築事業、群馬用水施設緊急改築事業、香川用施設水緊急改築事業の4事業を完成させるとともに、大山ダム建設事業及び福岡導水事業においても平成24年度完了に向け着実な進捗状況であり、計画的かつ的確な事業の実施を図ったということでございます。

それから、効率的な洪水調節を図るため、大規模な出水に対し、事前放流に係る実施要領の策定やダム群の統合操作を行うことで下流の洪水被害を最小限に抑える取り組み等を

推進したこと。

また、水路の二連化を推進し、通水しながらの点検・補修を可能とさせるとともに、ストックマネジメントの取り組みとして、点検診断技術の充実や長期的なコスト縮減に向けた整備計画を策定し、用水供給の安定性を向上させるとともに施設の改築や維持管理の効率化を推進したこと。

機械化・電子化による監視システム等を導入し、遠方監視・操作等による効率的な施設管理を推進したということでございます。

業務運営の効率化につきましては、本社・支社局のスリム化でありますとか、民間委託の拡大、また、宿舍の効率的な運用のための集約化や人員削減等により不要となる宿舍については24年度中に処分するための認可申請の事務手続を行ったということでございます。

事務的経費につきましては、総人件費の削減につきまして、この法人につきましても17.3%を削減したと。さらに、平成24年度からの給与特例法に準じた給与削減を実施しているということでございます。事務的経費の節減について、物件費の節減や業務委託方法の見直しにより、平成19年度と比較して23年度には16.7%（約8.2億円）を節減し、目標値（15%）を上回る達成状況であること。

工事等のコスト縮減についても、19年度と比較して23年度には12.4%と中期計画に掲げる目標値（15%）に向けて着実な状況にあります。

それから、事業費の縮減（新築・改築事業を除きます）については、19年度と比較しまして23年度には27%縮減、中期目標に掲げる目標値（12%縮減）を上回る達成状況ということでございます。

それから、一般競争入札による調達拡大を図ることと、随意契約については厳格な運用を行うということとあります。それから、一般競争入札における1者応札については、実質的な競争性・透明性の確保を図るべく改善に取り組んだということでございます。

このような取り組みをしまして、今後の5年間の見直しなんですけれども、業務の重点化・効率化ということで、安定的かつ良質な用水の供給、洪水被害の防止・軽減ということとございます。ストックマネジメントを全面的に展開することにより、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化及び確実な機能維持を図る。既存施設の効用をより一層發揮するため、ダム群の連携操作や治水・利水容量の振りかえ等のダム群再編による治水・

利水機能の向上を図る。国民の安全・安心を確保する観点から、大規模地震に備えた耐震照査・耐震強化対策を実施するとともに、関係機関と連携しつつ、大規模地震時や異常湧水時などにおける代替水源の確保、送水・配水方法の検討を水系ごとに実施するなど、危機管理対策を強化する。関係都府県、利水者等との検討会等を通じ、事業量・工期等を適切に管理し、円滑な事業の実施を図る。これが1つ目でございます。

2つ目、水インフラの担い手としての総合力の確保等。「技術5カ年計画」を作成し、水質改善、耐震性向上、施設の長寿命化、気候変動対応などの技術の研究・開発を計画的に推進する。高度な技術力を継承し発展させるため、技術的知見を有する人材の育成を進めること。小水力発電等の管理施設の持つ潜在能力に着目し、再生可能エネルギーを積極的に活用する。水資源開発水系における水資源の利用の合理化の観点から、機構が管理する施設とこれに関連する施設との一体的な管理の具体化に向けて検討するとともに、流域における関係機関や水源地域との連携に取り組む。設計の最適化、ライフサイクルコストの低減、技術開発等による一層のコスト縮減に取り組むこと。

国内外への技術支援としまして、機構が培った技術力を活用し、施設点検、機能診断等の業務について、国・地方自治体等に対し技術支援を行う。災害支援等については、国内外からの支援要請等に基づき、積極的に対応する。

その他、積立金の活用等により、国民及び利水者の負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に向けた取り組みを推進すること。

以上が業務の重点化・効率化でございます。

業務運営の効率化でございますが、効率的な業務体制の構築ということで、経費の節減に引き続き取り組むとともに、より効率的な業務体制を構築することにより、総人件費の削減に取り組むこと。

管理業務の効率化ということで、管理業務の「委託拡大計画」に基づきまして、「コスト比較」や「信頼性の確保」などを検証の上、民間委託の拡大を図ること。民間委託以外の形で他の主体に任せる業務の移管等について進捗を図ること。監視システム等の維持・更新に当たっては、安全性・確実性に配慮しつつ、一層の機械化・電子化を図り、効率的な施設管理を推進する。

保有資産の見直し、宿舍については、「独法の職員宿舍の見直し計画」で示された方針等に基づいて見直す等、保有資産の見直しを行うこと。

入札契約制度における競争性・透明性の一層の向上。一般競争入札における調達拡大

を図る。適切な入札参加資格要件の設定や入札公告の早期化等により、実質的な競争性・透明性を確保するとともに、調達における品質の確保を図るため、総合評価落札方式の拡充を図ること。それから、随意契約については、「随意契約等見直し計画」に基づき、引き続き厳格な運用を行うと。

その他、東日本大震災における迅速な施設復旧や名張3ダム洪水操作などの経験を踏まえ、水資源機構の職員がさまざまな国民・社会の要請に適切に対応し貢献していけるよう、危機管理、施設管理、社会貢献、コンプライアンスなどの面での組織の対応能力の強化、人材育成、職員の意識改革を徹底して行うこと。利水者等のニーズを的確に把握するとともに、施設の管理状況等の情報提供を進めることで、利水者等とより緊密な関係を構築する、でございます。

業務の見直しは以上でございます。

それから、組織の見直しに対する考え方でございますが、「基本方針」に適切に対応するため、利水者の意向も勘案しつつ、機械化・電子化による業務の効率化、間接部門のスリム化、「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づく取り組みの推進など、より一層効率的な業務体制の構築を図るということでございます。

続きまして、空港周辺整備機構でございます。資料3-6でございます。

これまでの効率化に向けた取り組みですが、24年7月の大阪国際空港事業本部の廃止によりまして、平成19年度に比しまして役職員58名の削減ということでございます。

一般管理費に関しましては、目標値としまして19年度比で15%以上という目標値を掲げておりましたところ、23年度で既に27.8%と上回っております。

それから、事業費に関しましては、最後の事業年度において平成19年度比で20%以上に相当する額を削減するという目標がございましたが、大阪国際空港の騒音対策区域の見直しなどございまして、既に60.9%と上回っているということでございます。

民家防音工事補助事業につきましても、空調機更新事業について、エアコンとかの更新事業につきまして、申請者がみずから電気店で機器を購入しまして、その後に補助金を請求・受領するよう補助プロセスを見直したということで、申請者に対する補助金を定額とするような制度を導入しまして事務・事業の効率化を図ったということでございます。

今後の5年間でございますが、今後の見直しに向け、「基本方針」におきまして、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等を進める中で、福岡空港について民間委託等を行うこととなる際に、機構が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、

新たな空港運営主体に移管する方向で検討することとされておりますので、新たな空港運営主体への移管について検討を進めていくこととすること。それまでの間は、機構の事業、組織全般について、業務運営の効率化、業務の質の向上を図ることとし、以下の事業について効率的な事業実施、地域住民に対するサービスの向上等を図る観点から、将来の事業見込み等にも留意しつつ見直しを行っていくということで、本空港周辺整備機構が担っていくということでございます。

1つとして、緑地造成事業。福岡空港の第三種区域内の土地の対象面積55.1ヘクタールに対し、整備済み面積は23年度末現在で16.9ヘクタール（30.7%）でございます。今後も、地元自治体や地域の住民と調整しながら、国からの委託予算の計上が認められたものから逐次整備をしていくこと。

再開発整備事業については、福岡空港周辺の再開発整備事業については、大規模な再開発事業であった大井地区の再開発整備が22年度に完了したということございまして、現在のところ、国、自治体、機構で整備計画を策定し実施を予定している案件はないこと。また、現段階で、民間からの要望による新規案件も計画されていないため、当面、既存貸し付け物件の修繕や維持管理が主な業務となるということでございます。

それから、民家防音事業。民家防音工事補助は、防音工事未実施住宅に対する事業はほぼ完了しております。今後は現状以下にとどまると予想されると。空調機等の更新工事につきましては、空港周辺の住宅の室内における環境基準を達成するために、今後とも所要の事業量を実施していく必要があるということでございます。

移転補償事業。福岡空港の移転補償済みの土地は、移転補償対象面積178.4ヘクタールのうち、23年度末現在で85.5ヘクタール（47.9%）、半数を残すということでございます。今後も、申請のあった土地及び建物について逐次移転補償を行うこと。

組織の見直しでございますけれども、新たな空港運営主体への移管について検討を進めていくこととしてございまして、また、それまでの間についても、効率的な事業執行を図るための組織及び定員の見直しを行っていくということでございます。新たな空港運営主体への移管について検討を進めていくという主体は、少なくとも国も入っているということでございます。

【家田委員長】 もうちょっとスピード上げてやりましょう。

【内山政策評価企画官】 はい、すみません。あと3-7でございます。資料3-7ですが、高速道路保有・債務返済機構でございますが、これまでの効率化に向けた取り組み

ですが、有利子債務残高を29.6兆円に減少させたということでございます。

高速道路の割引について見直しを実施したということでございます。

それから、資金調達についても、4年債の発行や6カ月の民間借入れを行うなどの取り組みを行ったこと。

あと、一般競争入札の導入、一般競争入札に移行させるなどの取り組みを行ったということでございます。1者応札についても改善を図ったこと。

機構による道路管理者の権限代行については、手続きを簡略化したということでございます。

裏面に参りまして、会社の経営努力による高速道路の新設、改築、修繕については、費用縮減に関する経営努力の算出方法について、認定に係る運用指針の改定を行うなどの取り組みを行いましてインセンティブを与えたということでございます。

今後の見直しに向けた考え方でございますが、会社からの債務引き受けの適切な実施ということでございます。会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認をより一層的確かつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がされることをわかりやすく説明するというところで透明性の向上。

あと、会社の経営努力に対する助成業務の適切な実施ということございまして、助成額の算定のもととなる債務引き受け限度額をより適切に設定することに加えまして、助成対象基準額の設定に当たっては、過去の助成案件を踏まえ、標準化の促進も含め、適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされることをわかりやすく説明することで透明性の向上を図ること。

国民に対するサービスの向上ということで、機構及び会社間で相互に協力すること。今、アウトカム指標というのを設けていますので、それに基づきまして会社間の考え方の統一、指標の組みかえなどを通じてサービスの向上を図るということでございます。通行止めに係る情報等、高速道路利用者の利便の向上につながるよう積極的にその活用を図ること。

あと、会社との連携。

それから、危機管理能力の強化ということで、大規模な地震等の不測の事態が発生した場合に、より一層の迅速ということで、会社とも連携を図りつつ、危機管理能力の一層の向上を図るということでございます。

裏面に参りまして、ホームページの改善ということで、情報公開の手段としてのホーム

ページを積極的に活用すべく、さらなる改善を図ること。

給与水準の適正化ということで、組織体制の見直しや適材適所の人員配置を行って、給与水準の適正化を一層推進すること。

最後に、組織の見直しに対する考え方でございまして、業務の実施体制の見直しということでございますが、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるようにするため、機構が実施すべき業務を厳格に実施するための仕組みについて検討し、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。

東京事務所の移転ということで、東京事務所を神奈川県への早期移転について検討を行うということでございます。

以上5法人でございます。

【家田委員長】 はい、ご苦労さまでした。聞くほうもご苦労さまでございました。

12月上旬に国土交通省で「見直し案」をつくることでございますので、その「見直し案」に向けての、今日は皆さんからご意見をいただいて、それを「見直し案」をつくる時に反映するという趣旨のことでございますので、何かを決めるというのがこの場の役割ではないんですが、ぜひこれからの、今回対象である5法人の新しい方針や計画を立てる際の新たな方向性について、皆さんからご意見を賜りたいと思います。

1つずつ行っても良いのですが、どこからでも良いということで、まとめて意見を言っていたらこうと思います。順番は特に定めませんので、どうぞ、ご希望の方、挙手をしていただいてご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、角先生。

【角（洋）委員】 鉄道建設・運輸施設整備機構の見直しに向けたというところの最初のところですが、コスト削減ということが言われているのですけれども、建設後の安全性確保を前提としてコストを削減しましょうということが書かれているのですが、やっぱり建設中の安全確保も非常に重要だと思うので、そこのところは配慮した表現にさせていただいたほうがよろしいのではないかとというのが私の意見です。

【家田委員長】 一通りご意見賜るようにしましょう。お答えは後からにしますね。ほかにいかが。はい、前川先生。

【前川委員】 前川です。今のご意見と私も同じでして、あとそれから、ここに書いてあるとおりでありますけれども、「現在実施しているコスト削減策の効果を随時検証した上で」というのはそのとおりであるんですが、このところの効果については、年によって2、

000億、3,000億という、そういう大きなお金の国民に対しての投資ですので、それが適切な品質で次の世代に残され得るものになっているかどうかというところは、やはりここに書いてあるとおりですけれども、わかりやすい形で公表すると。その確保、いわゆる総合的な品質をそぎ落としてコスト削減をしていくとなれば意味がないことですので、そうっていないというところを明確にするということをぜひお願いしたいなと思います。

【家田委員長】 ありがとうございます。じゃあ、盛岡先生、山田先生の順序で。

【盛岡委員】 空港周辺整備機構分科会を担当しておりますので、一言お願いを申し上げます。今年度のスケジュールによれば、当独法評価委員会でご意見を伺った後、「見直し素案」を国交省はおつくりになるということで、分科会の委員は必ずしも今日のご都合が悪くて出席できていない委員の方がいらっしゃると思うんですね。その方々の意見を伺うことがなく「見直し素案」を提案されるという手続につきまして、若干、空港周辺整備機構の分科会委員の中からはご意見を申し上げたいという方がいらっしゃると思うしております。と申しますのは、これまでの審議の過程でも常々言われたことは、中期目標、それから、年度目標の設定に係る分科会委員の意見の反映の仕方がなかなか十分でない。これは制度上も目標設定は必ずしも分科会の委員の責任ではないので、ですから、関わりの度合いをどうするかということによって変わってくるわけでありまして。ただ、先ほどご説明ありましたように、この機構につきましては、この中期目標期間も大変な大きな変動がございましたが、次の中期の中ではそれを上回る変化が予想されるというように思っております。といいますのは、福岡の空港の民間運営という形の中に統合されるという見込みが示されてございますので、中期目標の設定そのものもかなり工夫をしておかないといけないというふうに思っております。例えば、ご覧いただきます考え方の中に、留意しつつ見直しを図っていく、逐次整備していくこととする、それから、再開発整備事業に関しては維持管理が主要な業務となる。特にこのところは一番心配なんです、業務となるのはわかっているんですが、それをどう取り組んでいくのかという方針は実はまだこれで示されていないわけでありまして、それから、民家防音工事についても所要の事務量を実施していく必要があると。これ、必要性は書いてあるんですけれども、どういう方向性なのかというのはまだよくわからないところがある。それから、厄介なのは、その後出てまいりますけれども、移転補償事業等につきましても、予定されている移転補償対象面積に対して、これまでの5年間あるいはそれ以前の試みをあわせても半数に達していないと。これを事業として福岡空港の移管を将来考えた中期のある時点までにど

のレベルの目標を掲げるのかということ自体が非常に大変なことだというふうに私は感じておりますので、この点も含めて、委員、分科会委員の方にぜひ9月7日までに一度ご意見を聴取していただきたいというように思っています。ということでございます。

【家田委員長】 ありがとうございます。今の盛岡先生からのお話は手続論でご質問もあるので、これは全体に共通するので、まずお答えいただこうと思います。

【内山政策評価企画官】 盛岡委員のご指摘のとおり、分科会各委員の方に送らせていただきます。この対象5法人の本日欠席されている委員のところには送らせていただきます。9月7日までに間に合いますようにうまく進めていきたいと思っております。

【家田委員長】 今の点だけとりあえず確認。

【内山政策評価企画官】 はい。

【家田委員長】 じゃ、続けて山田委員お願いします。

【山田委員】 私は、ここには載っていない土木研究所の担当の委員を行っていたのですが、水資源機構について少し。私、研究者としては水資源というか、水文学ですので、少し水資源機構についてコメントさせていただきたいと思っております。

先ほどの説明の中で、水資源機構の仕事の中に海外展開というのがあまりうたわれていないと。昨年、タイで大洪水が起きたということで、日本全体として、今、チームジャパン的な応援をしようという動きがあるんですけども、ハード・ソフト面での応援だけじゃなくて、例えば人材教育、継続的な人材教育まで、エンジニアの教育あるいは管理者の教育も含めて、日本でやれるところといたら水資源機構ぐらいか、土木研究所のICHARMを有効活用するかという、そういう2つぐらいしかないものですから、将来、近いうちの事業というか、仕事の守備範囲の中に、国際展開への貢献というか、それはいろんな貢献の仕方があると思えますけど、一くりに言えば国際貢献というような言葉がもう少し重要視されても良いのではないかという気がしております。

以上です。

【家田委員長】 ありがとうございます。今の山田先生のご意見に私も賛同するところがございまして、追加的にお話しようと思うんですけども、国交省の中に今、インフラの海外展開ということで分野を問わずの何か行っているのですよね。その中で、水資源ももちろん1つだし、もう1つ挙げたのが新幹線とか鉄道を海外に展開していく。これは必ずしも援助じゃなくてビジネスとして。そういうときには、この鉄道・運輸機構の人々が、あるいは鉄道・運輸機構の仕事として海外でこういうことを行っていくというふうに

もうちょっと明快になっているときっちり仕事ができるのに、そんなことは業務のうちに入っていないからできないというのが問題ですよというようなことが結構大きな話題になっていまして、先ほどの鉄道・運輸機構ではあまりそういうところは相変わらず入っていないので、直ちにできるのかどうかわかりませんが、少なくとも国交省の全体がそういう方向を向いているときには、この独法の方針の見直しもやっぱりそういうところを踏まえたものを少し前向きに検討するくらいでちょうど良いと思うので、山田先生のお考えを若干後押しさせていただいた次第です。

ほかの方どうぞ。大聖先生。続いて野城先生。

【大聖委員】 どうぞ、そちらから。近いですから。

【家田委員長】 じゃあ、野城先生から。続いて大聖先生。

【野城委員】 今回の論点でございますけど、全く同感でございます。省全体としては、例えば環境共生都市などについても積極的に傘下の独法の力を生かしていくという動きがあるんですけども、もしそれが推進すべきものだとすると、かなり明示的な文章を書いておかないといけないと思います。一方では、あるところに出ていきますと、「むしろ独法の焼け太りである」と、「海外展開を理由にする」に反対ご意見をお持ちの方もいらっしゃいますので、何となくここで意見を言っただけだと多分それがどこかで雲散霧消いたしますので、この委員会としては、もし皆さんの総意がそうなのであれば、それを踏まえた明示的なメッセージを出すべきだろうというふうに思います。

【家田委員長】 ありがとうございます。

大聖先生お願いします。

【大聖委員】 国際観光振興機構の件ですけども、最近、報道などで、観光業、海外からの観光客を扱う業務でどうも主導権が来訪する国にあって、全然もう収益が取れないというようなことがあって、そういう業務をやめるような業者が出てきておりますよね。それから、非常に安い値段で来て、非常に悪評が立って、もう二度と来るものかというような例も、最近、報道に接しているわけですが、こういう観光客を呼び寄せるときの質といいましょうか、そういうものをやはり評価して、適正な判断をこちらでできるような、そういう仕組みというのはできないものかと。日本の宣伝を幾らしても、実際に来たときの受け入れの態勢がまずかったり質が悪かったりしますと、これ、逆効果になるものですから、やはりそういうセットで考えなければいけないのではないかなというふうに思っております。その業務の中に、ちょっと見たところ、そういう項目がありませんので、ぜひ

ご配慮をお願いしたいと思います。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。

【大聖委員】 それからもう1件なのですが、水資源機構の中で小水力の利用というのがありますよね。2ページの下のほうになりますけれども。これも再生可能エネルギー、あんまり大きな割合を担うということはできないんですけれども、この再生可能エネルギーを積極的に活用するというのは、これ、水資源の管理の電力のために使うのか、あるいは民間にも開放したり、あるいは民間の小水力の取り組みをサポートする、そういうようなところまで考えているのか、ちょっとこの守備範囲がこれだけではわからないものですから、どういうお考えなのかを教えてくださいたいと思います。

【家田委員長】 じゃあ、ただいまはご質問ということで、後でまとめてお答えいただくようにしましょう。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【三上委員】 国際展開とかという言葉も出てきまして、そういたしますと、例えば鉄道建設機構等の用語の中に建設コストと入ってきますけれども、計画、設計、施工、維持管理、いわゆるライフサイクルコスト的な言葉でまとめられたほうがよさそうな感じがしました。

以上です。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。

加えていかがでしょうか。はい、どうぞ、渡邊さん。

【渡邊委員】 運輸機構さんと水資源機構さんの両方にまたがる課題かなとちょっと思うんですけれども、地球温暖化の観点で、運輸分野ではモーダルシフトを進めることははや国際的責務になっていますね。世界各国でもはやこれは明らかだと思うんですが、河川・水路ですね、それらを交通路として使っていくということはもう日本以外の国々では当たり前で、世界、発展途上国でも、先進国のどこに行っても、内陸に水路があれば必ず貨物船が見えたりとか、そういうのはもう欧州では数百年の歴史もありますし、そういう面で日本はすごく遅れていて懸念しますが、今後、将来、沿岸域だけではなくて、内航海運だけではなくて、水路・河川、そういうものを交通路として活用していく。今、ご意見ありましたけど、小水力発電というのはもちろん環境に良いわけですが、もっともっと良いのは、水面を交通路として人流も物流も含めてですけど、先進国の日本がそれ全然ないので、どうかなと思うんですけど、そういうことを独法で取り上げるということは課題なのか、可能なのか、いつも思っているんですけれども。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。笠先生。

【笠委員】 先ほどから皆さんご指摘の海外展開の件で、特に水資源のほうで、水道施設という日本だと地方公共団体が行っておりますので、東京都なんかは随分もう動き始めているというふうに聞きますけれども、そういう水道システム、ハードとソフトとこういう水資源の大もとのダムとか水路のところをつないで、外国に攻勢をかけるというようなことができるのかどうか。もしできるのであれば、何かそういうことを一言書いておかれると、鉄道建設・運輸施設のほうでも実際にもう海外展開に随分動いてはおられるわけですが、それが項目として1つ挙がってきてないということで、やっぱり挙げたほうが良いのではないかとということと、水資源のほうでもやっぱり項目として今後そこに力を入れるんだというふうに書いておくと、随分事業展開が違ってくるのかなというふうに思いました。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。一通りご意見賜りましたか。よろしいですか。それじゃ、ここまでに、伺っておいて参考にするというご意見もあったし、それからご質問もあったかと思うので、ご質問についてお答えできる部分をお願いしたいと思います。

【高原鉄道事業課長】 鉄道局の高原と申します。鉄道・運輸機構についてご指摘をいただきましたので、その点についてお答えさせていただければと存じます。

まず、角先生、前川先生から、建設中の工事の安全の確保への配慮についてのご指摘をいただきました。また、前川先生からコスト削減策の効果・検証・公表について、それから、三上先生から計画段階からのライフサイクルコストを考慮という点についてもご指摘をいただきました。いずれも重要なご指摘だと思いますので、ご指摘を踏まえまして、「見直し素案」のほうに反映をさせていただければと存じます。

それから、国際展開の方向性についてご指摘いただいております。委員長ご指摘のとおり、業務規程との関係がちょっとあるんですけれども、できる限りご指摘を反映できるように前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【家田委員長】 次は。

【柏木国際観光政策課長】 観光庁でございます。国際観光振興機構を担当しております。

大聖委員から、観光について、特に訪日観光について質の向上というのは非常に大事じゃないかと、こういうお話ございました。確かにそれは非常に大事だと私どもも認識しております。観光庁全体の国際観光行政全体において非常に大事だという認識をしております。「観光立国推進基本計画」の見直しなどにおいてもそれを反映した形になっております。この国際観光振興機構の事務の中で受け入れ環境整備関係の仕事は限定されておりますので、なかなかこれに反映するのは難しいわけですが、1つありますのは、観光案内所のことについてこれだけ特出しで書いておりますが、これはまさに外国人のお客様に対してきちんとご案内をし、日本のホスピタリティを実感していただいております。全国にある案内所のサービスの水準の向上をしっかりと図っていく、ネットワークをしっかりとつくっていくということに取り組んでいきたいということでございます。先ほどおっしゃいました、特に中国人の団体観光の話がされたと思うんですが、これはまさに観光産業の構造にかかわる問題で、この法人が取り組むのは難しいというふうに思っております。観光庁としてはしっかり取り組みたいと思っております。

以上です。

【池本水資源政策課長】 水資源部でございます。水資源機構につきまして、国際展開についてのお話をいただきました。まさにご指摘のとおり、こういった気候の変動などが激しくなってくる中で、水系を一体として施設を建設し、管理し、運用していく、また、利水者等との調整を図りながら運転を行っていく、そういった技術の蓄積というのはやはり日本においては水資源機構においてはほかにはないと思います。こうした技術の蓄積なりマンパワーの蓄積というのをぜひ海外にも展開し、協力をしていくということは、大変大切なことだと思っております。現在もさまざまな、特にアジアを中心にアジア河川流域機関ネットワークというものがございまして、ここに主体的に参加をしまして、さまざまなワークショップなどを通じてこうした技術の移転・協力を進めているところでございます。もちろん、国際協力機構を通じまして人員の派遣も行っておりますし、また、研修生の受け入れもこれまで進めてきているところでございます。このほか、中国や韓国とも意見交換を進めているところでございますけれども、やはりご指摘も踏まえて、今後、より積極的にこうした取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

それから、水道施設に関して主に業務を行う地方公共団体との関係についてご意見もいただきましたけれども、これもご指摘のとおりでございます。こうした水系を一体とし

て統合的に管理するという考え方なりそういった技術につきまして関係国に理解していただくことが、やはり地方公共団体の水道施設の運転技術とかそういった施設の協力につながるとも考えられますし、また、民間の我が国の水ビジネスの海外展開につきましても、こうした水資源機構の技術、そういったものの協力を進めていくことが相乗効果を生むことにもなると思いますので、こうしたことについても積極的に進めていくということで、水資源機構のほうもいろいろと構想を持っているようでございます。

次に、小水力発電につきましてご質問いただきましたけれども、これにつきましては、現在、霞ヶ浦水系の小貝川発電所というものを既に運用を始めております。ただ、考え方といたしましては、基本的には場内での電力に優先的にこれを使う。余った余剰電力を売電するという考え方でございます。今のところまだ、お話にありましたような民間をリードしていくようなモデル的などというところまで行っておりませんが、これも大切な課題だというふうに機構のほうでも認識しておりまして、今後ともこういった小水力発電を進める予定と聞いております。

それから、地球温暖化の関係でこういうものを進めるべきではないかというご意見もいただきました。機構のほうでもこの温室効果ガスの排出削減の計画を持っておりまして、この小水力発電もその一環でございます。また、太陽光発電につきましても若干実験を始めておりまして、こうした取り組みも今後進めていくということで機構のほうも一定の方針を持っているということで聞いております。

以上でございます。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。

続けてどうぞ。

【滝川環境・地域振興課長】 航空局環境・地域振興課の滝川でございます。

盛岡先生のご指摘、手続のほうは政策評価官室を通じてさせていただくことになりまして、いずれにしても、ご指摘がありましたように、この先数年間の間に福岡空港の民間への運営委託等と関連をして機構のあり方そのものについてまた大きな変革といいますか、大変動があるところでございますので、次の分科会の審議はいずれにしても年明けぐらいにならないとないと思いますが、そこに至るまででまたどういう形で各委員のご意見を承るなりご説明させていただくかは、またそれはそれとしてちょっとご相談させていただきたいと考えております。それでよろしかったでしょうか。

【盛岡委員】 先ほどの観光庁の方のご回答にもありました当機構の守備範囲というよ

うには少し考えにくいところがあるわけではありますが、空港周辺の環境対策というのは、国設置の空港である場合、国自身の責任というのがあくまで存在するわけでありまして、いわゆる管理が民営に移った後も、業務の執行に係る民営受け皿に対するご指導も含めて、あるいは指導という言葉は使わないほうが良いと思いますけれども、連携的な事業の推進のあり方についての基本的なスタンスをやっぱり明確にしないと、この6月末に移管が終了しました——管理運営上でありますけれども、大阪空港周辺に関しても、今後、残された緑地について未整備のところはどうするんだという課題を残したわけですね。その部分が次期中期の期間の間に福岡空港についても民営化、民営的な意味での管理運営主体に移された後の緑地及び再開発物件の管理、それから、残されたいわば騒音に暴露されている人たちに対する対応策、これは国自身の政策的領域なんですね。ただ、その政策領域といわば民営の主体が運営されている日々の年度ごとの事業行為との間の連携をどう行って次の中期計画にきちっと受け渡しするかという、この基本政策をぜひ確立してほしいと。これは当該の機構の役割を超えた政府の役割であるということをちょっと強く申し上げておきたいと思いましたので、あえて申し上げました。

【家田委員長】 ありがとうございます。

もう1つありますね、高速道路。

【井上高速道路経営管理室長】 高速機構でございます。道路局の井上でございます。

高速機構は特にご指摘はいただいておりませんが、ここにちょっとまとめさせていただいたのは、各委員からご意見を伺ったものを反映して、これに従ってまた基本的な見直しを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。

加えてご意見。それでは、山田先生。ほかにはいらっしゃいますか。山田先生でよろしいですか。

【山田委員】 よろしいですか。いや、最初、国際貢献と言いましたけど、こういう会ですから、私、貢献というようなきれいな言葉を使いますが、世界の水問題は水ビジネスという感じで、例えば中国がロンドンの水道会社を買収しちゃうというような時代なんですね。じゃあ、水機構さんにそれができるかといったら、今の定款とかそういうものでは無理ですよ。だから、国土交通省自体がどういう方向性で考えるかというのをまず方向を出してくれないと、水機構さんだって、そんな簡単に大胆に踏み込めるなんてで

きないのは事実ですよね。だから、それは国土交通省自体が水の問題で国際的にどういう働きをするんだという方向性をどーンと出していただかないと、お隣の中国、韓国、あるいはヨーロッパではオランダのような国が、世界の水問題でもう国家事業として行っていくわけで、それはもう貢献なんて美しい言葉ではなくて、ものすごいドロドロしたところがあるんですけれども、だから、きょうここで言いたいのは、国土交通省自体もどういう方向性を自身が考えるのか。それに伴って水機構が民業を圧迫しないということじゃなくて、民業をリードしていくというようなぐらいのつमりの国際的な活動を期待したいというふうに、ちょっと文言をつけ加えさせてください。

【家田委員長】 はい、ありがとうございます。

全般に政独委の議論の方向性というのが常に、独法で行っているけど、そんなことやらないで良いのではないかという、そういう方向に基調があるんですよ。だけれども、今の海外展開もあるし、それから災害もあるし、いろんなことを考えると、そうじゃなくて、今までのやり方とは違う展開あるいは進展の余地が大いにあるし、そういうところまで踏み込みながら次の時代の見直しをやるべきだというのが皆さんの共通した基盤のご意見じゃないかと思います。それはおそらくこの独法の委員会だけじゃなくて、国交省全体のいろんなところでの審議会等々にもきょう出た意見を事務局から反映していただいて、なるべく力強く次に向かって開いていっていただけるようにするのがこの委員会の総意じゃないかと思う次第でございます。

それでは、意見も大体出たと思いますので、今日出たようなご意見を十分踏まえていただいて「見直し案」をつくるという作業をしていただきたいし、また、盛岡先生からもありましたように、きょうご欠席の委員や、あるいはより専門的なところで参加いただいている分科会の委員につきましても、なるべく意見を聴取して、それを反映すると。すべてのことが反映できるわけじゃないでしょうけど、少なくともどういう意見が出ているというのはリスト化しておくようなことをお願いしたいと思います。

それでは、最後、4番目の「その他」って議題では何かありますか。

【内山政策評価企画官】 特にございません。

【家田委員長】 それでは、この評価委員会については以上ということにさせていただきます。

【内山政策評価企画官】 本日は長時間にわたりご審議いただき、まことにありがとうございました。

本日の委員会の内容等につきましては、議事の公開に関する方針に基づき、議事要旨を作成の上、速やかに国土交通省のホームページにて公表させていただきます。

また、議事録につきましては、後日、その内容を確認していただくため、ご発言のありました委員各位に送付させていただきますので、お忙しいところまことに恐縮ではございますが、発言内容のチェックをお願い申し上げます。

また、非公開の審議部分につきましては、委員名を削除して掲載する等の措置を講じた上で公表させていただきます。

それから、資料が大部でございますので、事務局より郵送させていただきますので、このまま机の上に残しておいていただければと思います。

それでは、以上をもちまして第15回国土交通省独立行政法人評価委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。